

事業主の皆様へ

延長を行ってきた障害者雇用納付金の納期限等について

令和6年1月能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納期限等の延長について

①次の指定地域内に主たる事務所が所在する事業主が納付するもので、②令和6年1月1日以降に申告又は納付の期限（以下「納期限等」という。）が到来する障害者雇用納付金（※1）について、納期限等の延長を行ってきたところ、今般、その納期限等は以下のとおりと指定されました。

○地域

石川県 七尾市、羽咋郡志賀町

○納期限等

令和7年1月31日

- ※1 督促状の指定期限が令和6年1月1日以降である場合を含みます。
- ※2 富山県全域並びに石川県金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、能美郡川北町、河北郡津幡町・内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町については、既に令和6年厚生労働省告示第218号により、令和6年7月31日を納期限等としています。
- ※3 石川県輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町・能登町については、引き続き延長措置が継続されます。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）であっても、令和6年1月能登半島地震により被害を受けた事業主の方については、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

【お問い合わせ先】

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
納付金部管理課

TEL. 043-297-9650